

# 名古屋東労働基準広報

No.702

2023年11月号

令和5年11月1日発行(毎月一日一回発行)  
通巻702号

## 未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」  
「動く」「大器に」「細やかに」「ばね」は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。  
わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ、常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



常に時代の一步先を見つめた製品で  
豊かな社会を築きます

## ばねの東郷



株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知郡東郷町大字春木字蛭池1番地  
電話(0561)38-1111(大代表)  
営業所 大阪・広島・関東  
ISO14001認証取得  
ISO/TS16949認証取得  
<http://www.togoh.co.jp>

## 出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。

### <最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・安全衛生推進者養成講習
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育



他

上記以外もぜひご相談ください。

## 名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909

Fax 052-883-3586

E-Mail [kyokai@meito-roukyo.jp](mailto:kyokai@meito-roukyo.jp)

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行 年間購読料 3,000円  
発行所 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会  
電話 052-882-3909 FAX 052-883-3586  
(印刷所: (株)鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)



紅葉(京都) 撮影 古東十朗氏

## 目次 CONTENTS

各種講習会のご案内	3	毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です	15
名東署管内災害発生状況	4	フリーランスの取引に関する	
愛知県死亡災害速報(9月)	4	新しい法律ができました	17
愛知労働局管内死亡災害発生状況	5	11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	19
監督署長のつぶやき	6	令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱	21
はい、こちら企業の労働110番です	7	全国産業安全衛生大会を開催しました	22
名古屋東労働基準監督署管内		全国産業安全衛生大会(愛知開催)の	
令和4年の定期健康診断結果	9	アンケートのお願い	24
愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定	12	労務管理研修会のお知らせ	25
働きがいのそばには労働保険	13	ハローワークからのお知らせ	26



# 健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クローム・赤紫外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査
  
- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

## 一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階  
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、  
かんたん・べんり・おいしい

**フジパン**



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

### 名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通  
7丁目16番1

TEL (052) 821-0010

検診車

胸部検診車、胃部検診車、  
乳がん(マンモグラフィ搭載)検診車、  
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車



MRI 超伝導1.5T  
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



医療法人 松柏会

### 大名古屋ビルセントラルクリニック

名古屋市中村区名駅  
3丁目28番12号

大名古屋ビルディング9階

TEL (052) 587-0311



### 国際セントラルクリニック

名古屋市中村区那古野  
1丁目47番1号

国際センタービル10階

TEL (052) 561-0633



### 和合セントラルクリニック

愛知県東郷町大字春木  
字白土1-1884

TEL (052) 805-8000



### 老人保健施設 和合の里

愛知県東郷町大字春木  
字白土1-395

TEL (052) 807-1500



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関  
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設

医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

## セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL (052) 821-0090 (大代表) FAX (052) 824-0655

<http://www.central-cl.or.jp> / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR  
REGISTERED  
Cert No. 11100  
ISO 27001

明るい職場は まず健康診断から

### ◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診 (じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

### ◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波 (エコー) 検査  
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

### ◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

### ◎人間ドック

☆東海診療所 (名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)  
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面 (またはハガキ) 並びに電話 (またはファックス) のいずれでも、  
ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載 (1-13-03) ・作業環境測定機関等名簿登載 (23-44)

一般財団法人

## 全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

☎052-602-4747

F A X 052-602-6821

# 各種講習会のご案内

## 名古屋東労働基準協会 主催・受付

☆お問合せ・申込は名古屋東労働基準協会へ(052-882-3909)

☆最新情報はホームページをご確認ください

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照  
受講料の単位(円)税込み

### ◆技能講習

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者		13.14.15 市 18 市		21.22.26 市 27 市		17.18.19 市 22 市	16,880 17,380	
有機溶剤作業主任者	9.10 市		11.12 市	6.7 市	18.19 市		12,480 12,980	
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者		11.12 市	29.30 港		11.12 市	15.16 市	12,480 12,980	

### ◆登録講習

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
安全衛生推進者養成講習		7.8 市		15.16 市		11.12 市	14,850	
衛生推進者養成講習					4		9,570	
一般建築物石綿含有建材 調査者講習			30.31 東				40,000 45,280	

### ◆安全衛生法定教育

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
化学物質管理者講習 (1日コース)	10 市		19 市		1 市		15,000 17,000	
保護具着用管理責任者		13 市		15 市			15,000 18,500	
テールゲートリフター特別教育 (学科のみ)		18 市	22 市				8,800 11,800	
安全管理者選任時研修	15.16 市		17.18		13.14 市	25.26 市	17,800 19,800	
職長等監督者教育(製造業)		19.20 市			7.8 市		14,700 18,800	
職長・安全衛生責任者教育 (建設業)				19.20 港			15,500 19,800	
新入社員安全衛生教育						9 市	7,020 8,860	
アーク溶接特別教育		6.7.8 市					16,800 19,800	
低圧電気取扱特別教育 (実技あり1日コース)					4 東		8,350 10,490	
低圧電気取扱特別教育 (実技あり2日コース)				6.7 N			19,800 22,000	
高圧・特別高圧電気取扱 特別教育(学科のみ)	13.14 市						14,250 18,330	

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照  
受講料の単位(円)税込み

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
自由研削といし特別教育	15 市					23 市	9,260 11,610	
プレス作業特別教育			23.25 N	19.21 N			12,120 15,380	
粉じん作業特別教育	20			14			7,300 9,200	
酸素欠乏危険作業特別教育		4					8,400 10,500	
足場の組立て等特別教育			16 市			11 市	7,100 9,000	
フルハーネス型特別教育	29 市		15 市		15 市	24 市	9,500 11,500	
フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育							7,700 9,700	
丸のこ等取扱作業従事者教育				5 市			7,300 8,900	
振動障害防止のための 安全衛生教育							7,300 8,900	
職長・安全衛生責任者 能力向上教育							8,100 10,100	

◆安全衛生教育等

事業名	月別							受講料 上:会 員 下:非会員
	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
衛生管理者受験準備勉強会 (1種)		14.15 市					17,820 22,000	
衛生管理者受験準備勉強会 (2種)		14 市					11,610 14,660	

◆無料セミナー・説明会等

事業名	月別							受講料
	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
労務管理研修会		5 市					無 料	
労災保険実務研修会				14 市			無 料	
全国安全週間説明会							用品代 2,000	
全国労働衛生週間説明会							用品代 2,000	

注-1) 必要に応じて、変更、追加あり。

注-2) 市：名古屋市工業研究所、港：名古屋港湾会館、金：日本特殊陶業市民会館、N：人材育成センター（製鉄公園内）、  
東：東別院会館、商：東郷町商工会館  
会場の記載無し：名古屋南労働基準協会2階

注-3) ●は開催予定

2024年1月分

※すでに定員満了の講習は未掲載

講習会名	月	学科開催日	実技開催日	学科会場	実技会場	会費	申込
フォークリフト運転 (31H)	1月	9	10・11・12	NSB東海 (車×)	NSB東海 (車×)	32,650円	
			14・21・28		トヨタL&F北名古屋		
		11	15・16・17	NSB東海 (車×)	NSB東海 (車×)		
			18・19・22				
		19	23・24・25	NSB東海 (車×)	NSB東海 (車×)		
			26・29・30				
ガス溶接技能	17	20	豊和工業	トヨタグローバル	13,780円		
酸素欠乏・硫化水素 作業主任者	11・12	13	ポーラ名古屋ビル	ポーラ名古屋ビル	17,910円		
	15・16	20	豊和工業	ポーラ名古屋ビル			
	18・19	24	アイプラザ半田	アイプラザ半田			
		26					
有機溶剤作業主任者	17・18		ポーラ名古屋ビル		13,780円		
	24・25						
	9・10						
プレス作業主任者	11・12		ポーラ名古屋ビル		13,340円		
はい作業主任者	29・30		ポーラ名古屋ビル		12,895円		
石綿作業主任者	9・10		ポーラ名古屋ビル		13,280円		
	15・16						
	24・25						

まずは名古屋東労働基準協会へお電話 (052-882-3909) 下さい。

# 名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和5年発生分）

令和5年9月末日現在

業 種	9月末日 現 在	累 計	前年同期	業 種	9月末日 現 在	累 計	前年同期
製 造 業	9	(1) 71	80	建 設 業	9	54	(1) 50
食 料 品	2	14	17	運 輸 交 通 業	4	33	37
織 維		1		陸 上 貨 物 業	2	6	4
木 材 ・ 木 製 品			2	商 業	9	107	110
製 紙 ・ 印 刷		4	6	金 融 ・ 広 告 業	3	25	29
化 学	2	9	4	保 健 衛 生 業	25	187	135
窯業・土石製品		1		接 客 娯 楽 業	4	48	43
鉄鋼・非鉄金属		(1) 2	2	清 掃 業	1	(1) 35	21
金 属 製 品	4	15	20	そ の 他 の 事 業	7	64	43
一 般 機 械		5	7				
電 気 機 械		3	8				
輸 送 用 機 械		8	7	合 計	73	(2) 630	(1) 552
そ の 他 の 製 造	1	9	7	(注1) 休業4日以上 <sup>の</sup> 死傷病報告受理件数を表す。 (注2) 死亡者数は（ ）内に外数で表わす。(最新把握件数)			

## 死亡災害速報（9月）

愛知労働局

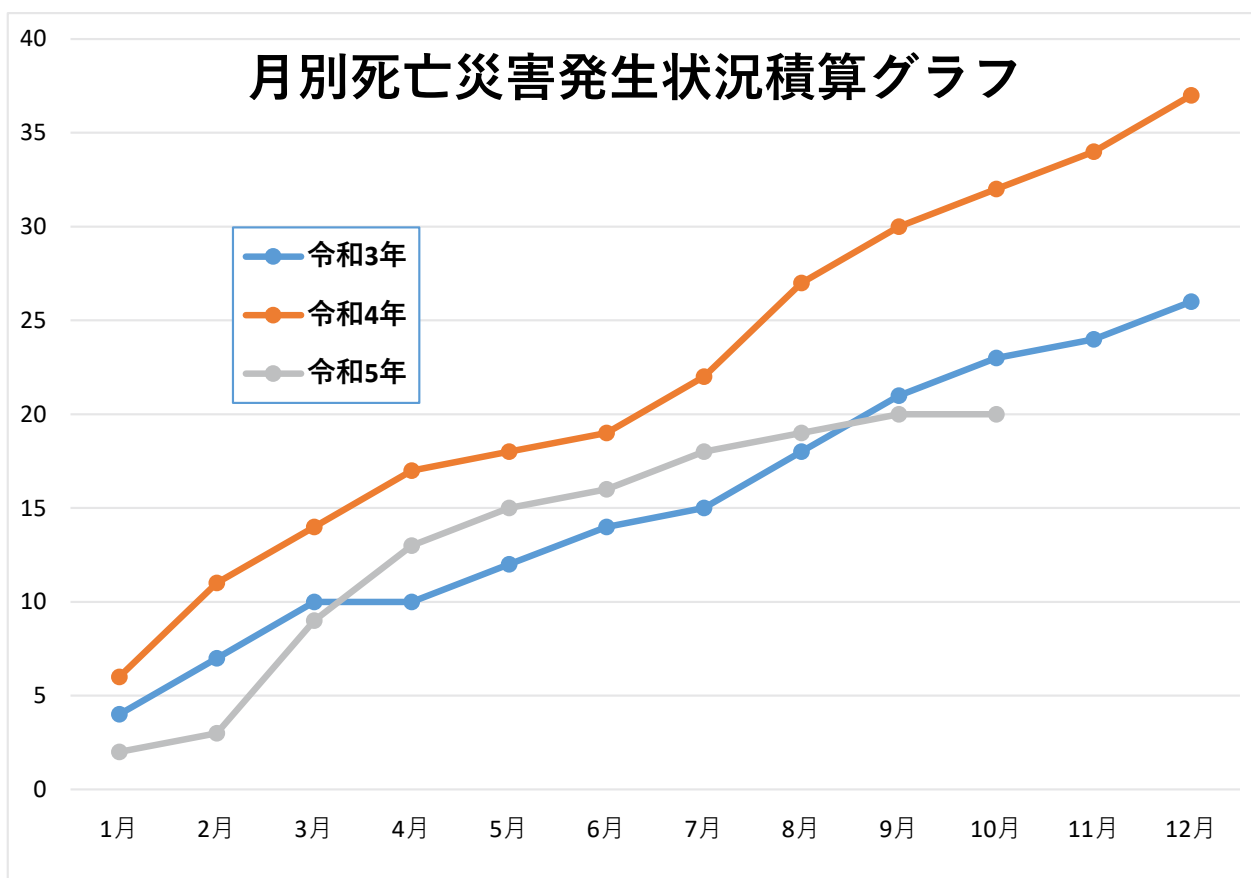
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5. 9. 8. 2023 10:30	高温・低温の物との接触 ク レ ー ン	屋外に設置された天井クレーンを運転室で操作していたところ、運転室後部から出火し、運転室内が火に包まれ、クレーン運転手が死亡したもの。
事業場 規 模	9名以下	業 種 鉄鋼業
		50代 クレーン運転士
		経 験 14年

# 愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和5年10月3日現在の速報値)

令和5年発生分

※( )内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和5年(速報値)	令和4年同時期(速報値)	令和4年確定値
製 造 業 内 訳	製 造 業		6	5 (1)	8 (2)
	食 料 品 製 造 業			1	1
	化 学 工 業				
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		3	1 (1)	1 (1)
	金 属 製 品		1	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			1	3
	そ の 他		2		1 (1)
建 設 業 内 訳	建 設 業		3 (1)	9	12
	土 木 工 事 業			2	4
	建 築 工 事 業		2 (1)	5	6
	そ の 他		1	2	2
陸 上 貨 物 輸 送 事 業			4 (1)	3	4
商 業 内 訳	商 業		2 (1)	1	2 (1)
	卸 売 業		1	1	2 (1)
	小 売 業		1 (1)		
	そ の 他				
清 掃 ・ と 畜 業			4		
上 記 以 外 の 事 業			1 (1)	8 (3)	11 (4)
合 計			20 (4)	26 (4)	37 (7)



名古屋東労働基準監督署長

藤原 隆

## 「時間」

11月は過労死等防止啓発月間です。過労死等の労災認定について、脳・心臓疾患は令和3年9月に、精神障害は令和5年9月に、新たに認定基準が定められました。労働時間に関する基準に変更はなかったのですが、認定において重要な要素となっています。

労災認定基準に関する専門検討会の資料の中に、総務省統計局による平成28年の社会生活基本調査が引用されています。15歳以上の有業者の平日の生活時間として、睡眠時間は7.2時間、仕事時間は8.1時間、食事等の時間（食事、身の回りの用事、通勤等の生活に必要な時間）は5.3時間、余暇は3.4時間となっています。これを前提に、1日6時間の睡眠と食事等の時間を除いた残りを仕事時間に割り当てた場合、1日の時間外労働時間は4.7時間となり、1か月の平均出勤日数である21.7日を掛けると約80時間となります。同様に、1日5時間の睡眠ですと1か月の時間外労働は約100時間となるのです。

生活時間の配分などを考えるとき、ミヒヤエル・エンデ著の「モモ」という小説を思い出します。モモという名の少女が、時間泥棒に奪われた人々の時間を取り戻す冒険ファンタジーです。

時間を奪われる経緯は次のようなものです。モモが住む町に灰色の男たちがやってきます。彼らは時間貯蓄銀行の外交員と名乗り、人々に無駄遣いしている時間を切り詰めて貯蓄する契約を迫ります。利子で人生は10倍以上に伸びるという計算を示します。灰色の男たちは、真っ先に睡眠時間を無駄な時間と断じます。さらに、食事、仕事、家族やペットの世話、家事、趣味、好きな人への献身などの時間も切り詰められると言います。そして人々は、灰色の男たちに唆されるままに、時間の「儉約」をしてしまいます。その結果、人々は常に時間に追われることになり、生活は日ごとに画一的になり、心が冷たくなり、貧しくなっていきます。人々は灰色の男たちと会ったことは忘れさせられているため、無自覚のままに時間を奪われていくのです。

確かに儉約してもいい時間はあると思います。現実世界では時間の貯蓄はできないので、1日24時間の中でバランスをとることになります。生活時間のバランスは人によって異なりますし、大切な時間を確保するために他の時間を儉約している人はいるでしょう。

ところで、大谷翔平選手は睡眠時間を1日10時間以上とることで高いパフォーマンスを発揮しているそうですので、睡眠と仕事以外の時間を儉約しているのでしょうか。睡眠時間は心身の健康に直結しますし、他の時間を充実させるためにも儉約しないほうが良さそうです。



# 「はい、こちら企業の労働110番です」。

## 勤務社労士の重要性



『わが社では、5年前に65歳定年制を採用したのですが、人手不足でなかなか若手の労働力の確保が難しくなってきました。そこで、今回70歳までの再雇用制度の導入を考えているのですが、制度設計について何か注意すべき点がありますか。』従業員200名の部品メーカーA社の総務部長様からのご相談でした。

高年齢者雇用安定法により、企業は、「65歳まで雇用の確保措置」が義務付けられていましたが、改正により、令和3年4月から、「70歳までの就業確保措置」（従来通りの「雇用の確保措置」と、新たに「創業支援等措置」のいずれか）を講ずる努力義務が設置されました。改正の主なポイントは、

1. **対象者を限定する基準を設けることが可能。**（65歳までについては希望者全員が対象）。  
基準を設ける場合は過半数代表者等との同意を要し、また当該基準についても、人事考課による選別等の具体性と客観性が必要。例えば「上司の推薦」等の基準は不適切とされる。
2. **他社での雇用も可能。**（65歳までについては子会社や関連会社など特殊関係事業主が対象範囲）。その場合には自社と他社との間で高年齢者を継続して雇用することを約する契約を書面で締結することが望ましい。
3. **雇用以外の創業支援措置による対応も可。**「創業支援措置」とは、フリーランスや起業する人への業務委託や起業の資金支援等を行うもの。あるいは、事業主が委託・出資（資金提供）するNPO法人等の団体が行う社会貢献事業（有償）で働いてもらうもの。この場合も過半数労働者等の同意が必要。

今回A社では70歳までの再雇用制度を導入したいとのことでしたが、これらを踏まえながら、制度導入の注意点を上げてみたいと思います。

- ①再契約時に有期雇用やパート雇用などへの雇用形態の変更が可能。また、再雇用後の業務内容や給料、勤務日数などの労働条件は、定年前と同じでなくても差し支えない（業種の変更は違法になる場合がある。業務の変更は可。）。健康状態も考慮しながら1年ごとに見直すようにするとよい。労働条件の明示については、来年度より契約締結（更

新) 時等に書面において「就業場所・業務の変更範囲の明示」「有期労働契約の契約更新上限の明示」「無期転換の申込機会と無期転換後の労働条件の明示」が追加される点にも注意。

- ②契約更新期間については、再雇用でも通算で5年を超えて繰り返し契約更新される場合「無期転換ルール」が適用される。ただし、定年後再雇用者の「雇用管理計画」を作成し、都道府県労働局の認定を受けた場合は特例として無期転換ルールの対象外となる。(グループ会社以外の他社で継続雇用される場合は、特例の対象とならず、無期労働契約ルールが適用される)
- ③賃金も再契約時に改めて取り決めることができる。ただし、最低賃金など、雇用に関するルールを厳守し、また、同一労働同一賃金に鑑みて正社員と比較して業務内容や業務量、責任の度合い等について同等であれば、減額は不当となる可能性が高い。
- ④通勤手当などの正社員に支給されている手当は、合理的な理由なく再雇用社員に支給しないことは違法となる。
- ⑤有給休暇は通算する。もちろん、再雇用後に所定労働日数が減る場合は付与日数が変わる。
- ⑦就業上の災害防止対策に取り組み、職場環境の改善や健康・体力の状況を定期的にチェックする。

以上のような点に留意し、対象者への意思確認を行い、個別面談を通して本人の望む働き方をヒアリング、雇用条件等の合意が取れたら再雇用を決定。制度の導入などの措置を実施した後は、就業規則を変更し、労働基準監督署への届出が必要です。なお、その際に活用できる助成金もあります。※『65歳超継続雇用促進コース』『高齢者評価制度等雇用管理改善コース』等

少子超高齢化は年々深刻化しており、令和52年には、2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上になることが推計されています。高齢者の雇用は単なる人手不足解消策ではなく、不可欠な労働力資源であることは間違いありません。高齢者の就業確保に積極的に対応することが求められていると思います。

このような様々な法改正に対応するためには、労務管理の専門家である勤務社労士(あるいは勉強をした人)等の設置は必須だと思います。当協会でご紹介している社労士講座では日頃の業務のご相談にも対応させていただきながら、毎年200名近い受講生に通っていただいています。ぜひ従業員の皆様の背中を押してあげていただきたいと思います。

# 名古屋東労働基準監督署管内 令和4年の定期健康診断結果

名古屋東労働基準監督署

名古屋東労働基準監督署管内（名古屋市熱田区、昭和区、天白区、千種区、瑞穂区、緑区、名東区、豊明市、日進市、愛知郡）の令和4年の定期健康診断結果についてお知らせします。

令和4年の定期健康診断各項目別の有所見率は図1のグラフのとおりです。血中脂質検査の有所見率が最も高く、肝機能、血圧、血糖検査がそれに続いています。全国、愛知、当署の検査項目別のグラフです。当署では、胸部エックス線、貧血、血糖、尿糖、心電図検査の有所見率が全国数値に比べても高い状況にあります。

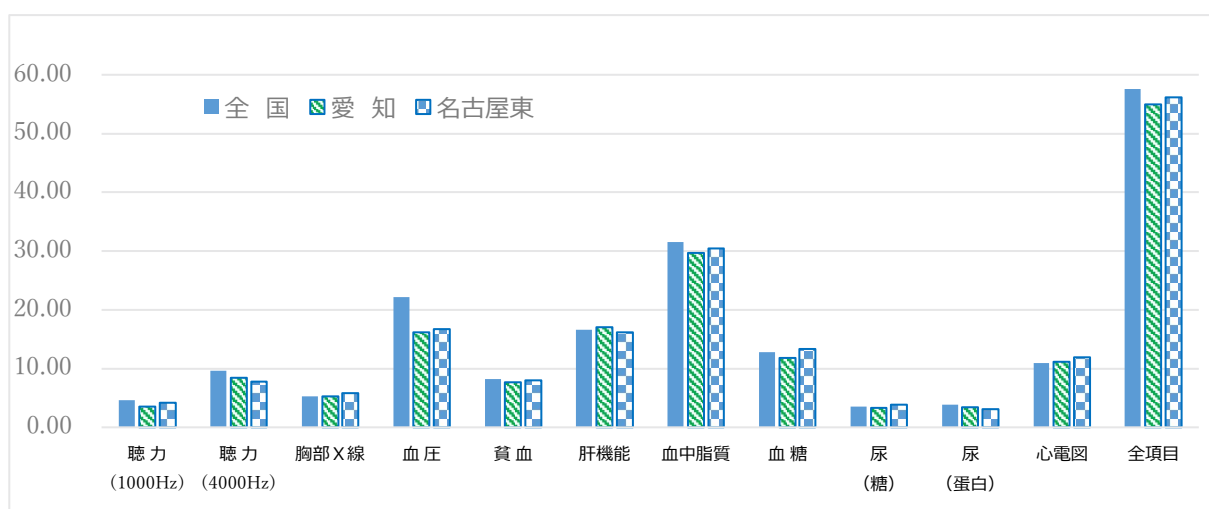


図1 令和4年 定期健康診断各項目別の有所見率

検査項目ごとの有所見率の推移は図2のグラフのとおりです。令和4年は血中脂質、肝機能は前年を下回り、血圧、血糖検査は上回っています。

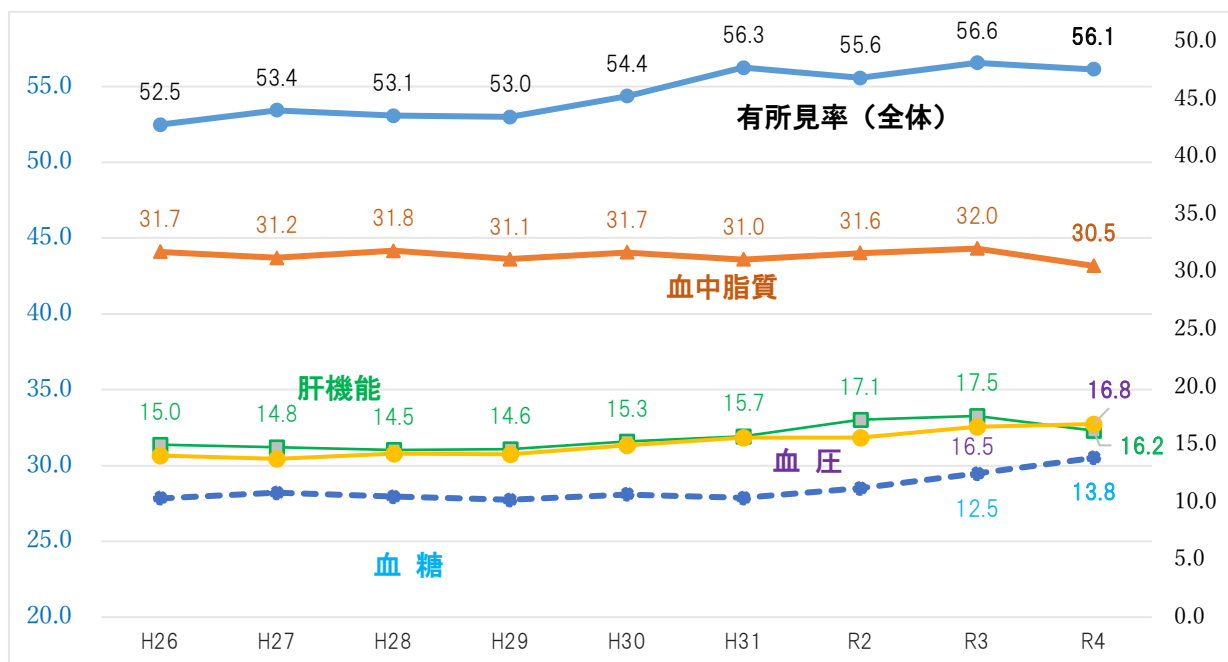


図2 定期健康診断各項目別有所見率の推移

全国、愛知、当署の有所見率の推移は図3のグラフのとおり増加傾向にあります。当署の有所見率は平成20年に愛知と同数となり、その後は愛知平均の有所見率を上回っております。

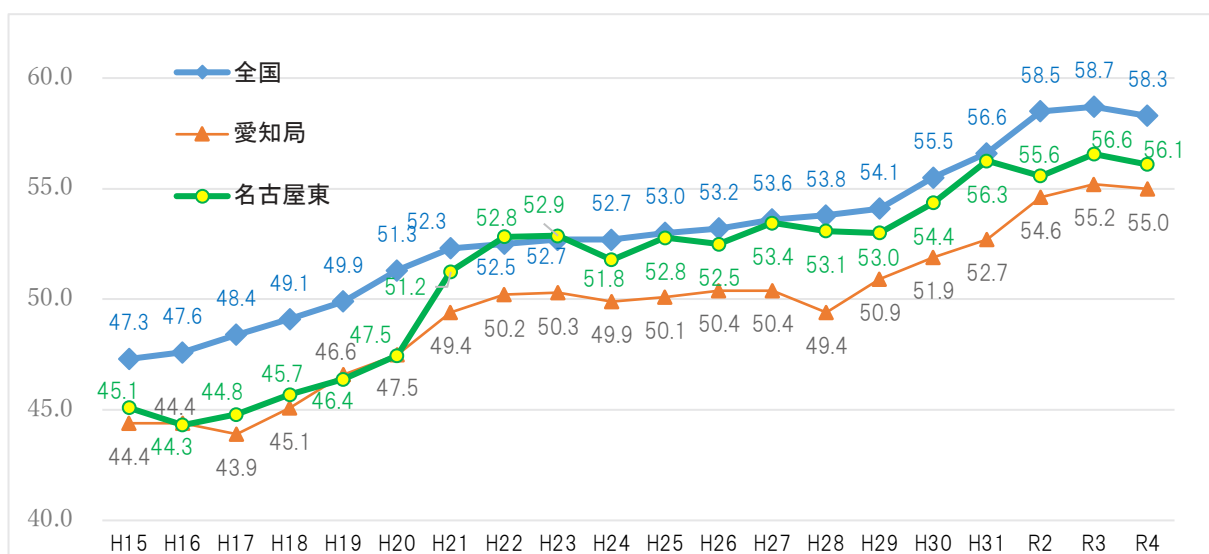


図3 全国、愛知、名古屋東署の全項目の有所見率の推移

令和4年の定期健康診断有所見率を業種・検査項目別で抽出した表1の全項目の有所見率をみますと、建設業、貨物取扱業、通信業、接客娯楽業は6割を超え、商業、保健衛生業を除き当署全業種の有所見率よりも高いことがわかります。

検査項目別で見ますと、血圧、血中脂質においては8業種、血糖、肝機能で6業種が当署の平均を押し上げております。

これらの検査項目での有所見者は、脳・心臓疾患の発症リスクが高いとされており、すべての事業場において、健康管理への取組みが重要なことと言えます。

表1では、全業種の有所見率を超えているものを黄色、著しく超えているものはピンクで色分けしています。右の矢印は前年有所見率と比較したものです。

業種	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	胸部X線	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿 (糖)	尿 (蛋白)	心電図	全項目	全項目
	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	有所見率	前年
製造業	4.17	8.64	8.05	17.30	8.04	17.25	30.41	13.11	3.31	2.24	10.76	59.31	53.51
建設業	3.97	9.59	5.30	18.72	8.05	22.01	34.01	17.22	4.98	5.59	10.25	60.68	54.24
土木工事	6.72	12.69	7.12	14.93	6.53	21.46	27.24	13.99	5.22	3.36	3.23	61.38	64.87
建築工事	3.05	6.73	1.53	3.96	2.13	9.45	10.06	1.83	1.84	2.15	0.30	29.27	45.12
他の建設	3.00	8.99	5.52	24.15	10.38	25.74	43.89	22.93	5.68	7.42	16.03	68.51	57.93
運輸交通	4.52	13.97	9.81	29.89	12.07	27.30	43.31	18.68	6.50	3.07	12.80	59.64	57.99
貨物取扱	5.90	11.81	3.44	23.91	8.68	21.18	44.44	18.06	3.42	2.48	13.54	67.70	75.97
商業	4.81	6.40	5.61	17.24	8.01	13.03	27.85	14.07	3.57	2.59	12.40	54.63	61.88
通信業	5.62	8.40	3.17	19.91	6.71	16.47	36.71	11.39	6.21	2.95	26.39	60.40	57.04
教育研究	2.68	5.59	3.95	14.62	9.51	17.26	36.70	15.29	2.99	1.73	14.27	58.56	58.01
保健衛生	4.38	5.46	4.51	11.62	9.76	12.30	30.54	11.16	2.63	4.54	10.16	49.43	51.06
接客娯楽	4.12	6.86	7.30	16.82	13.03	15.40	33.10	9.79	2.02	3.82	10.17	60.99	55.73
清掃と畜	6.70	12.37	9.64	22.56	11.95	15.88	42.92	14.94	4.46	3.45	17.61	58.19	66.29
全業種	4.15	7.79	5.82	16.76	7.99	16.18	30.49	13.35	3.89	3.11	11.92	56.13	56.56

表1 業種・検査項目別の有所見率 \*業種別の有所見率は令和4年9月末日現在。

図4は愛知県下、各労働基準監督署の定期健康診断項検査目別の有所見率を比較したグラフです。

有所見率が全国を超えているのが7署、うち4署は6割を超えています。一方、刈谷、豊田、半田署では有所見率が4割となっており、地域によって有所見率にばらつきがみられます。

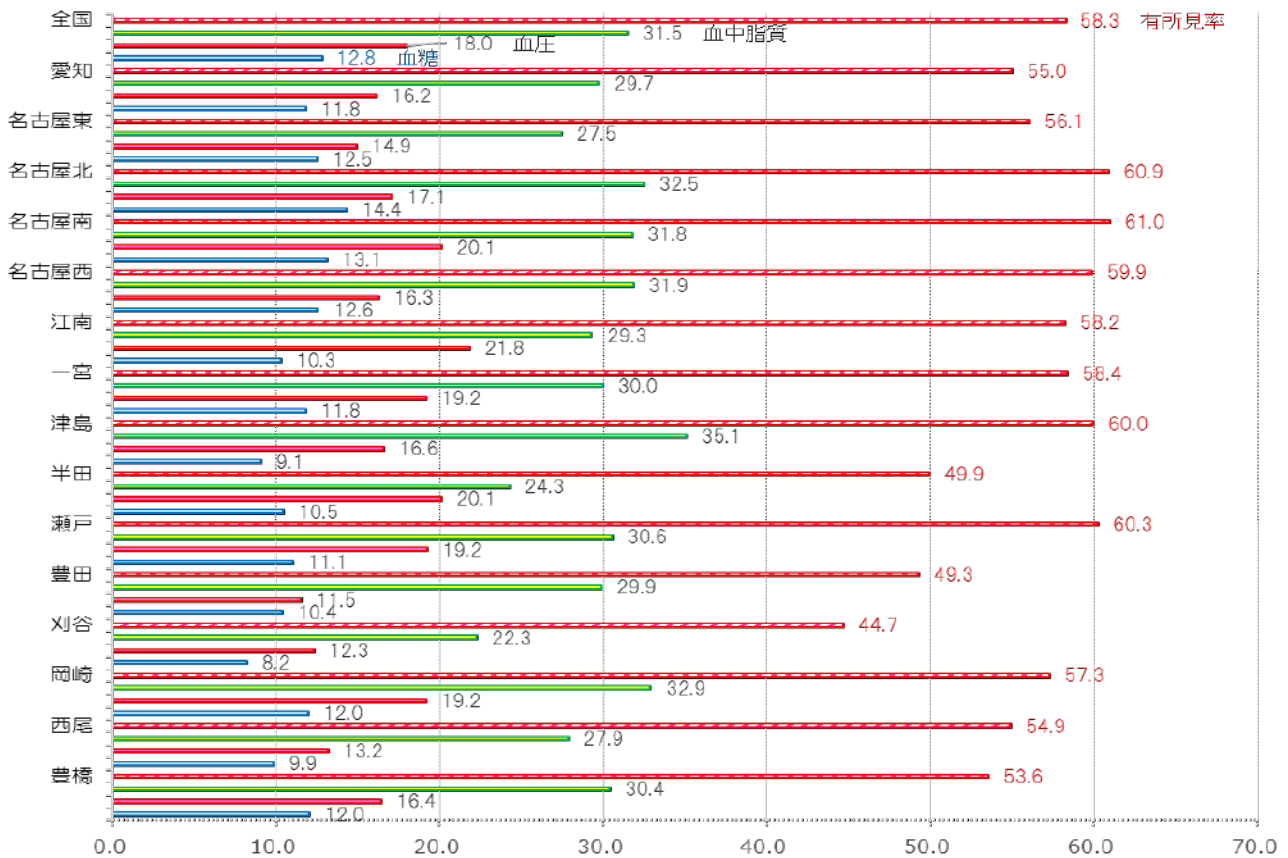


図4 全国、愛知県下各労働基準監督署別の有所見率

労働安全衛生法令に基づく、健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等はいずれも労働者の健康障害リスクの管理のための措置です。これら「リスクを踏まえた健康確保措置」を適切に運用するためには、労働者ごとに結果情報を一元的に管理し、総合的な評価を行うべきです。

しかし、実際には、別個の措置としてバラバラに取り扱っているケースが少なくありません。

「リスクを踏まえた健康確保措置」は主に事業者の義務とされ、THP指針、メンタルヘルス指針に基づく取り組みなど「健康保持増進」は、努力義務とされていますが、これらの優先順位や関係性が正しく認識されていない例が散見されます。

また、治療と仕事の両立支援、テレワーク導入、副業・兼業の促進、高齢者対策などは、多様で柔軟な働き方を認めることで、人材確保や生産性向上を実現し、労働者全体の健康水準向上に寄与するものと考えられますが、その認識は十分普及していません。

愛知労働局は、今年度より令和9年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画の重点事項の一つに、「リスクを踏まえた健康確保措置」と「健康保持増進」を相互連携して「総合的な健康対策」を取り組むとともに、化学物質、粉じん等のRAを中核とした、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く方々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングを図られるようお願いします。

# 愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

労働基準部賃金課

令和5年10月16日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金（2業種）の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。（令和5年12月16日効力発生予定）

- ・ 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,059円
- ・ 輸送用機械器具製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,028円



[写真]（写真左側 中山会長、写真右側 阿部局長）

働きがいの

そばには **労働保険。**

**労働保険**

労災保険 + 雇用保険

☑ **雇ったら、入る。労働者を守る。**

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、  
労働者を一人でも雇っていたら、  
労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶

<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから ▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

# 事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

## 労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

## 雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

## 成立手続義務のある事業場

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。

※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

## 労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。労災保険は、短時間労働者（パート、アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

### 1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

### 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

### 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。



## 電子申請での手続、口座振替納付が便利。

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

[電子申請ホームページ](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。

[口座振替ホームページ](#)





# しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、  
人生を豊かにしてくれるもの。  
だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは  
絶対にあってはならないことです。  
すべての人が健康で、  
毎日イキイキと働き続けられる社会へ。  
みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ。



**STOP!**  
**過労死**

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生労働省 過労死防止

検索

## 労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

### 労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、  
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



#### ●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。  
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

# 0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

#### ●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や  
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けに  
その内容を分けて掲載しています。



<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

### ハラスメントに関するご相談は・・・

#### ●総合労働相談コーナーのご案内 パワーハラスメントについての相談はこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



#### ●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



#### ●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の  
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



### 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

#### ●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

# 0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00  
(祝日及び年末年始を除く)



#### ●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコンテンツを掲載しています。 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



#### ●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



### 過労死の防止のための活動を行う 民間団体の相談窓口

#### ▶過労死弁護団全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



#### ▶過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



#### ▶全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



## 参加 無料

### 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先 専用ナビダイヤル  
(月~金 9:00~17:30)

# 0570-087-555



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に  
公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

## 法律の適用対象

### 発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

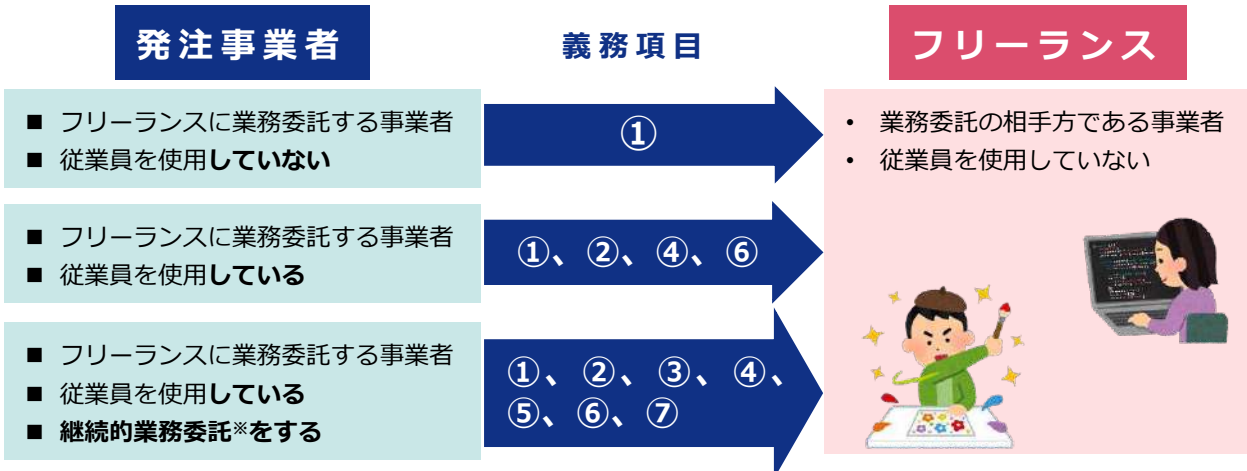
### 例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

## 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



※継続的業務委託：一定の期間以上行う業務委託のこと。具体的な期間については、今後、政令で定められる予定です。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返すこと」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、  
項目④～⑦については、厚生労働省  
までお問合せください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

# 11月は 「しわ寄せ」 防止キャンペーン 月間です。

その無理な発注の  
「しわ寄せ」で  
あなたの取引先が途方に  
暮れていませんか？

よろしく頼むよ!



…わかりました。  
(もう無理だよ。)

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

概要版

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!**

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止  
特設サイト

STOP!  
し寄せ

# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の**「働き方改革」を阻害する**不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう**長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

## ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からご利用いただけます。  
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。

同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月3日(金・祝)には「**過重労働解消相談ダイヤル**」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和5年11月3日(金・祝)9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月3日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン

(R5.10)

# 令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

## 1 趣 旨

愛知労働局管内において、令和4年に労働災害により亡くなられた方は37人（前年比42%増）、新型コロナウイルス感染症を除く死傷災害に被災された方（以下「死傷者」という。）は7,589人（前年比2%増）となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は20人（前年同期比23%減）、死傷者は4,954人（前年同期比4%増）となっており、死傷者数は、高止まりとなっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち<sup>®</sup>」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

## 2 スローガン：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

## 3 実施期間：令和5年12月1日～令和5年12月31日

## 4 主唱者：愛知労働局及び管下労働基準監督署

## 5 協賛者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(一助)東海北陸鉱山会、(一社)日本砕石協会愛知県支部、(一社)日本ボイラ協会愛知支部、(一社)日本クレーン協会東海支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部（計28団体）

## 6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体との合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

## 7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
  - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
  - 守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
  - 定められた基本の遵守



# 「第82回 全国産業安全衛生大会 2023 in 名古屋」が 8年ぶりに開催されました

中央労働災害防止協会（中災防）「主催」、愛知労働基準協会・愛知県下地区労働基準協会「協力」、各都道府県労働基準協会（連合会）等「協賛」、厚生労働省等「後援」による標記の全国大会が、9月27日（水）～29日（金）に、名古屋市において開催されました。国内最大の安全衛生大会として、全国各地から約11,500名の多くの方が参加されました。本年度は、会場「ポートメッセなごや」（名古屋市港区）にて開催され、総数170を超える研究発表、講演、パネルディスカッション等が行われました。特に、愛知労働局が進めているリスクアセスメントに係るシン



十倉会長（中災防）

ポジウムや愛知県下地区労働基準協会による「パワハラ防止劇」では、多くの参加がありました。

初日の総合集会では、開会式の前にアトラクションとして、大森石油音楽部 オーモリウインドアンサンブルによる吹奏楽演奏が行われました。開会式では、中災防副会長を務める西村 司 愛知労働基準協会会長が、大会に関わる関係各位に謝意を表するとともに、全国からの安全衛生に関する事例・研究発表を通じながら、新たな工夫を重ねるこの大会を安全・健康で快適な職場づくりのために活用いただきたい旨を開会の辞として述べました。

その後、十倉 雅和 中災防会長（日本経済団体連合会会長）による大会式辞（ビデオ）、宮崎 政久 厚生労働副大臣、室伏 広治 スポーツ庁長官、大村 秀章 愛知県知事および河村たかし名古屋市長（ビデオ）によるご祝辞をいただき、開催地を代表して山崎 聡志 愛知労働基準協会副会長よりご挨拶を申し上げます。

次に表彰式では、十河 英史 中災防副会長により、中災防会長賞、顕功賞および緑十字賞の受賞者表彰が行われました。当協会が推薦した4名（全体では90名・4件）の方が「長年にわたり、我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる。」として、「令和5年度緑十字賞」を受賞されました。



アトラクション 大森石油音楽部 演奏



西村副会長（当協会会長）



山崎当協会副会長



## 【産業安全】

澤田 智 様（AGC株式会社 愛知工場 環境安全保安室 主任）

## 【産業安全および労働衛生】

家田 茂 様（敷島製パン株式会社 代表取締役専務）

志村 卓哉 様（株式会社テックササキ 安全衛生統括室 課長代理）

羽佐田 卓広 様（一般社団法人刈谷労働基準協会 顧問）

大会宣言では、山本 万平 副会長（大阪労働基準連合会会長）が宣言を朗読し、参加者の満場一致で採択されました。

### <大会宣言>

我が国の労働災害は、関係者の努力により、長期的に減少してきた。二〇二〇年からの新型コロナウイルス感染症拡大の中、増加に転じた労働災害による死亡者数については、本年は前年より減少した。しかし、休業四日以上の子傷災害については、第三次産業を中心に近年増加傾向にある。転倒災害や墜落・転落災害など作業行動に起因する災害も中高年層で増加している。

労働者の健康をめぐっては、仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスを抱える労働者の増加や、働き方の変化の影響について注視していく必要がある。また、化学物質による健康障害の防止対策や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立は、引き続き大きな課題となっている。

将来の予測の困難な現代において、安全衛生活動を推進し、諸課題を克服していくためには、DXに代表されるイノベーションをハード・ソフト両面で取り入れ、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応しなければならない。

労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いである。そのために、国、事業者、労働者等全ての関係者が、本年度を初年度とする第十四次労働災害防止計画に掲げられた重点事項を確実に実施することが重要である。

本大会は、企業の、さらには業種の垣根を越えて、全国の関係者の参集の下、最新の情報を共有し、学び、交流する場である。ゼロ災害全員参加運動の強力な推進を決議してから五十年という節目の年である本年、ここ名古屋の地で開催される本大会において、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たに、関係者が一丸となって取り組むことを誓う。

続いて、ゼロ災運動50周年を迎えたこれからのゼロ災運動として、ゼロ災運動50周年記念講話・指差し唱和が行われ、第1部が終了しました。

第2部では、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の美濃 芳郎 氏により、「労働安全衛生行政の動向」について、ご講演が行われました。また、特別講演では、スポーツ庁長官の室伏 広治 氏により、「スポーツで未来を創る～ライフパフォーマンスの向上のためにスポーツが果たす役割～」と題する講演が行われ、最後に、スポーツ庁長官、中災防ヘルスケア・トレーナーによるエクササイズが行われ、総合集会が終了しました。

2日目・3日目は4会場に分かれ、多数の講演、研究発表、特別・事例報告、パネルディスカッションなどが行われました。

国内最大級の安全衛生保護具・機械などの展示展「緑十字展2023 働く人の安心づくりフェア in 名古屋」も同時に開催され、3日間で述べ約25,500名の来場者を得ました。

ご多忙の中、ご来場をいただいた皆様、また大会運営にご協力を頂いた皆様、誠に有難うございました。

大会ご参加 各位

令和5年10月  
愛知労働基準協会  
専務理事 守山

全国産業安全衛生大会（愛知開催）のアンケートのお願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協会活動につきまして格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は第82回全国産業安全衛生大会にご参加を頂き、誠に有難うございました。おかげさまでコロナ前と変わらない多くの方にご来場を頂いて大会を盛り上げる事ができ、改めまして感謝を申し上げます。

さて今大会を総括し、今後の大会をよりよいものにするために簡単なアンケートを準備しました。お忙しいところ恐縮ですが、ご回答を頂ければ幸いです。

下記 URL 又は QR コードからアンケート入力できますのでよろしくお願ひします。

敬具

<https://ark.movabletype.io/taikai2023-questionnaire.html>



# 労務管理研修会開催のご案内

主催 名古屋東労働基準協会  
後援 名古屋東労働基準監督署

下記の通り労務管理研修会を開催しますので、総務・人事・労務関係の方は是非ご参加下さいますようご案内申し上げます。

- 記
- 対 象 者 総務・人事・労務関係者 その他
- 開催日時 2023年 12月 5日 (火) 14:30～16:30
- 会 場 名古屋市工業研究所 3階第1会議室  
(名古屋市熱田区六番3-4-41 地下鉄 名港線六番町駅3番出口より南へ徒歩1分)  
無料駐車場あり 但台数限定約100台
- テ ー マ ① 時間外労働の上限規制 ～自動車運転者の過重労働防止の観点から、  
発着荷主の皆様をお願いしたいこと～  
講師：名古屋東労働基準監督署 副署長 佐野晃様
- ② 同一労働同一賃金 ～パートタイム・有期雇用労働法について～  
講師：愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 雇用均等指導員 熊崎滋様
- 定 員 40名 (会員会社優先) 満員になり次第締め切ります
- 参加費 無 料
- 申込方法 下記の申込書を11月28日(火)迄にFAX願います。  
折り返し参加票としてFAXで返信しますので、当日ご持参下さい。  
申込後に参加不可能になった場合には、至急当協会へご連絡下さい。
- 名古屋東労働基準協会 TEL052-882-3909 Fax 052-883-3586

※印は当協会にて記入致します。

12/5 労務管理研修会 参加申込書(兼)参加票		※受付日
会社名 住所 担当者所属/氏名 Tel Fax		
参加者氏名	参加者所属、役職	※受付No.
参加者氏名	参加者所属、役職	※受付No.

求人者のみなさまへ

## 「職業訓練修了者を採用しませんか！」

愛知県の職業能力開発校・障害者職業能力開発校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部では、求職者の方々を対象に様々な訓練を実施しています。訓練期間は2か月から2年と幅広く実施しております。

愛知労働局のHPに訓練科目や「公的職業訓練修了予定一覧」を随時更新しております。

職業訓練修了者を採用してみませんか。

詳しくは愛知労働局HPをご確認ください。

職業訓練修了者を採用しませんか！



### あなたの企業で公的職業訓練修了生を活用し 効率の良い人材確保をしてみませんか？

#### ●企業が得られるメリット●

##### 1. 即戦力の確保

実践的なトレーニングを受けた人材の採用により、企業の焦点をビジネス展開や生産性に向けて行うことができます。

##### 2. 人材の育成

ビジネスマナーや業務に必要な基礎教育のコストカットの実現。採用にかかる手数料は0ゼロ。

##### 3. 多様性と可能性

様々なバックグラウンドを持つ求職者が、企業内で相互に協力して、新しいアイデアやプロジェクトを生み出すことができます。

#### ●やる気重視●

入校希望者に対して、その仕事をやってみたいという就職への強い意志をもった者であるかの選考試験を実施しています。スキルを身につけ成果を発揮できる、仕事への高いポテンシャルを持った訓練生がほとんどです。

#### 公的職業訓練修了予定一覧

令和5年11月修了

基礎					
No.	訓練科目名	訓練カリキュラム	目標とする資格等	訓練期間	実施施設名 問い合わせ先



#### 職業訓練実施機関一覧

##### ●愛知県の職業能力開発校（愛知県立高等技術専門学校）

###### ①名古屋高等技術専門学校

〔施設内訓練科目：建築デザイン施工、金属加工、組込みシステム、機械エンジニア、インテリア、電気機器〕

〔専門学校等委託訓練科目：情報技術、PC活用、医療事務、介護福祉、ビジネス系訓練〕

###### ②名古屋高等技術専門学校 稲沢校舎

〔施設内訓練科目：総合造園〕

###### ③名古屋高等技術専門学校 窯業校

〔施設内訓練科目：陶磁器製造、陶磁器デザイン〕

###### ④岡崎高等技術専門学校

〔施設内訓練科目：機械技術、金属加工、電気工事、3Dモデリング、総合造園〕

〔専門学校等委託訓練科目：介護福祉、PC活用系訓練〕

###### ⑤東三河高等技術専門学校

〔施設内訓練科目：木造建築・施工管理、住宅インテリア、住宅エクステリア〕

〔専門学校等委託訓練科目：医療事務、介護福祉系訓練、PC活用系訓練〕

###### ⑥愛知障害者職業能力開発校

〔施設内訓練科目：ITスキル、OAビジネス、CAD設計、総合実務、ワークサポート、就業支援〕

〔専門学校等委託訓練科目：PC活用・OA機器操作・物流作業系訓練〕

##### ●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部

###### ⑦中部職業能力開発促進センター（通称：ポリテクセンター中部）

〔施設内訓練科目：住宅診断CADプランナー、CADメカニカルデザイン、電気設備エンジニア等〕

###### ⑧中部職業能力開発促進センター名古屋港湾労働分所（通称：ポリテクセンター名古屋港）

〔施設内訓練科目：港湾荷役、クレーン運転、物流機械運転〕

